

市報しぶしを作ってみた!

7月4日から7日まで、串良商業高校情報処理科2年の東苑達也さん(有明中卒業)、藤元隆斗さん(有明中卒業)、徳永遙さん(志布志中卒業)、湯地七海さん(志布志中卒業)が志布志市役所で職場体験を行いました。

4人は、図書館や子育て支援センター、市民環境課で市役所の仕事を体験し、最終日の7日に企画政策課広報係で市報しぶしの作成を体験しました。

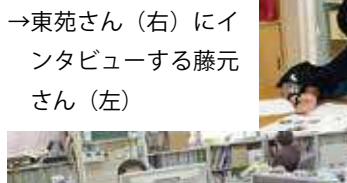
男女共同参画研修会の準備や受付、市報しぶしの写真撮影、題字を書いた東苑さんへのインタビューや題字のパソコンでの加工、インタビューや記事の作成を行いました。



→受付で資料を手渡す
徳永さんと湯地さん



←4人で協力して写真撮影にも挑戦しました



→東苑さん(右)にインタビューする藤元さん(左)



←悪戦苦闘しながら写真を加工しました

編集体験後記

職場体験の最終日だった。市報の題字を習字で書いた。上手に書けなかったができることはした。(東苑) 企画政策課の一部を体験し、市報の仕組みを知り、一眼レフの知識の幅が広がり、良い体験でした。(藤元) 一番大変だったのは画像の加工・配置でした。難しかったですが意外と楽しくて良い体験でした。(徳永) 実習を通し、市報しぶしの編集をしてたくさんの事を学ぶことができ、良い経験ができました。(湯地)

知っ得!? 年金 インフォメーション

pension

持ち主不明の年金記録がまだ多数あります

平成9年1月に、共済年金を含むすべての公的年金制度に共通する番号として「基礎年金番号」が導入され、転職や退職などで加入する年金制度が変わった場合でも、生涯にわたる年金記録を1つの番号でまとめて管理することになりました。

平成8年12月以前に、国民年金と厚生年金保険など、2つ以上の年金制度に加入されていた方については、年金制度ごとに記号・番号が付番されていたため、それを基礎年金番号に一本化し、過去の年金記録を1つにつなげる作業(統合)を行いました。

しかしながら、平成18年6月時点の約5095万件の持ち主不明の年金記録に関して、いわゆる「宙に浮いた年金記録」がまだ約1951万件残っています。(平成29年3月時点)

年金記録の確認はお済みですか?

特に、若い頃出稼ぎに行かれていた方、短期間お勤めされた方、氏名が変わった方などで、今まで自分の年金記録を確認したことのない方は、ぜひ一度ご確認ください。記録を確認して漏れがあった場合は、記録統合の手続きが必要です。

昔のことで、思い出すのが大変であったり、記録が統合されるまでには、時間もかかりま

すが、若い頃に苦労して納めた記録を無駄にしないために、ぜひ一度確認されることをお勧めします。

記録を統合するために:

勤務していた期間、会社名、会社の所在地と一緒に働いていた方のお名前など、どんなことでも思い出せることをお伺いします。心当たりのある方は、遠慮なく左記鹿屋年金事務所にご相談・お問い合わせください。

■問い合わせ先:

- 市民環境課年金係
TEL: 474-1111 (内線116)
- 鹿屋年金事務所
TEL: 0994-42-5121

皆でつくる 「共生・協働・自立」のまち

community

ふるさとづくり委員会の活動に参画しませんか?

近年、社会を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や国・地方の財政状況の悪化などにより、以前では考えられない厳しい状況の中で、住民のニーズはますます多様化、複雑化しています。

そのため、市民や企業、民間団体、NPO、行政などがそれぞれ創意工夫に努め、連携し支え合うことが必要です。

そこで、市では、市が目指す「市民が主役となる、市民総意のまちづくり」の一環として、市内21地区すべての公民館単位で活動する「ふるさとづくり委員会」により、地域の活性化に自主的・継続的に取り組んでいただいています。

各地区の主な取組としては、イルミネーションの設置や蕎麦づくり体験、観光地づくり、花壇の整備や夏祭りの開催など、地域の実情に合わせ、自分たちのアイデアで、様々な取組を行っています。これらの取組によって、各地区が少しずつ元気を取り戻しています。

地域づくりに興味のある方は、ぜひ一度、お住まいの地区のふるさとづくり委員会活動に参画されてみてはいかがでしょうか。また、今後もふるさとづくり委員会活動へのご支援・ご協力をお願いします。

■問い合わせ先: 企画政策課 地域政策係
TEL: 474-1111 (257・252)



通山海岸松林整備事業



おじゃんせしんば志による地域活性化



蓬原「ふいやしき公園」整備事業

consumer affairs

知ってる? 消費生活相談



正しい
情報収集を



あわてずに
確認を!



困ったら
すぐに相談

ポイント①

CM、広告、人気ランキング、口コミなど情報を集めることは大事ですが、広告だけで理解せず、分からないことは事業者を確認するなどしっかりと情報を得ましょう。

ポイント②

契約書面で施術内容、期間、金額、支払方法など契約条件をよく確認しましょう。

ポイント③

契約したものの考えなおしたい場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。

(資料: 消費者庁取引対策課)

■問い合わせ先:
市役所 消費生活相談窓口
TEL: 474-1111
(内線287)

困ったときは一人で悩まずに**消費者ホットライン188**